

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第15期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 Delta-Fly Pharma 株式会社

【英訳名】 Delta-Fly Pharma, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江島 清

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の5

【電話番号】 088-637-1055(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 黒滝 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町3丁目11番5号
日本橋ライフサイエンスビルディング2 6階

【電話番号】 03-6231-1278

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 黒滝 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 中間会計期間	第15期 中間会計期間	第14期
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
事業収益	(千円)	-	-	-
経常損失()	(千円)	599,036	915,896	1,426,891
中間(当期)純損失()	(千円)	600,287	917,147	1,429,393
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,901,415	4,731,185	4,731,185
発行済株式総数	(株)	6,544,600	8,229,900	8,229,900
純資産額	(千円)	402,835	315,508	1,232,656
総資産額	(千円)	490,779	425,820	1,474,155
1株当たり中間(当期) 純損失()	(円)	91.92	111.44	198.78
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	81.8	73.9	83.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	619,048	1,066,826	1,279,615
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	918	-	207
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	211,138	-	1,853,195
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	436,811	349,122	1,417,062

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化やインバウンドの増加等に伴い、回復傾向がみられました。しかし、ロシア・ウクライナや中東地域をめぐる情勢不安の長期化、国内においては円安によるコスト負担増加等の影響による物価上昇、また、台湾海峡を含む地政学的リスクの長期化、各国での金融政策の影響等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社では、がん患者の高齢化による治療への懸念や新薬の高額化による費用負担増加への不安が進む中、経済的にも安心して家族のがん患者にも勧められる治療法を提供することを目指して、「モジュール創薬」に基づく研究開発に取り組み、各パイプラインの臨床開発を前進させました。

抗がん剤候補化合物DFP-10917は、米国における臨床第3相試験は中間解析目標の150症例の登録が完了し、中間解析データの集計・解析や長期生存患者のフォローアップを継続しております。また、新たにベネトクラクス治療前歴のある急性骨髄性白血病の患者を対象に、米国においてDFP-10917とベネトクラクスの併用療法の臨床第1/2相試験において症例登録が開始しました。日本におけるライセンスパートナーの日本新薬(株)が国内の臨床第1相試験の症例登録を進めております。抗がん剤候補化合物DFP-14323は国内における臨床第3相試験の症例登録を開始しました。抗がん剤候補化合物DFP-17729は国内における臨床第1/2相試験の解析を完了し、次試験の検討・準備をしております。抗がん剤候補化合物DFP-11207は治験薬の製造を行い、次試験の開始に向けて日本での実施の検討を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-14927は、米国において臨床第1相拡大試験を開始しました。また、抗がん剤候補化合物DFP-10825は前臨床試験を完了し、臨床第1相試験の開始に向けた検討・準備をしております。

以上の結果、当中間会計期間におけるマイルストーン収入等はなく、事業収益はありませんでした(前中間会計期間比-%)。事業費用につきましては、開発パイプラインの臨床試験における医療機関並びに症例数の増加、次試験に向けた治験薬となる原薬や製剤の製造などを進めたことなどに伴い、916百万円(前中間会計期間比54.4%増)となりました。この結果、営業損失は916百万円(前中間会計期間は593百万円の損失)、経常損失は915百万円(前中間会計期間は599百万円の損失)、中間純損失は917百万円(前中間会計期間は600百万円の損失)となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載しておりません。

また、当社の財政状態は次のとおりであります。

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は425百万円となり、前事業年度末と比較して1,048百万円減少しました。これは主として、現金及び預金が1,067百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は110百万円となり、前事業年度末と比較して131百万円減少しました。これは主として、未払金が123百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は315百万円となり、前事業年度末と比較して917百万円減少しました。これは主として、中間純損失の計上により利益剰余金が917百万円減少したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ1,067百万円減少し、349百万円となりました。当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動に使用した資金は1,066百万円(前中間会計期間は619百万円の支出)となりました。これは主に、税引前中間純損失915百万円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動による資金の増減はありませんでした(前中間会計期間は0百万円の収入)。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動による資金の増減はありませんでした(前中間会計期間は211百万円の収入)。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当社は、抗がん剤開発経験が豊富な少人数の専門家集団であり、研究開発のマネジメント機能に特化しております。当社は、研究所や製造施設を保有せず、研究開発及び製造の受託会社を積極的に活用し、効率的な研究開発体制を構築しております。

当中間会計期間における当社の研究開発費の総額は782百万円となりました。

研究開発費の主な内容は、開発品の臨床試験費用及び前臨床試験費用に関わる外部委託費であります。

当中間会計期間においては、米国においてDFP-10917の臨床第3相比較試験のフォローアップ、DFP-10917とベネトクラクスの併用療法の臨床第1 / 2相試験、DFP-14927の臨床第1相拡大試験を進めております。

日本国内ではDFP-14323の臨床第3相試験、DFP-17729の臨床第1 / 2相試験が終了し次試験への準備を進めております。また、DFP-11207については臨床第2相試験の準備を継続し、DFP-10825については、臨床試験の開始に向けた準備を行っております。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,420,000
計	14,420,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,229,900	9,010,000	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	8,229,900	9,010,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日		8,229,900		4,731,185		4,711,185

(注) 1 . 2024年10月1日から2024年11月13日の間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が905,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ223,943千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
江島 清	徳島県徳島市	832,000	10.12
日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町2丁目2番3号	430,300	5.23
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-10	240,000	2.92
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	Level 6,50 Martin Place Sydney NSW 2000 Australia (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	151,200	1.84
三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11-1	150,000	1.82
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	98,534	1.20
南方 俊祐	大阪市浪速区	95,500	1.16
田鍋 隆	福岡県筑紫野市	91,300	1.11
飯塚 健蔵	さいたま市南区	85,000	1.03
福島 正和	滋賀県大津市	69,000	0.84
計		2,242,834	27.26

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,224,900	82,249	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,900		
発行済株式総数	8,229,900		
総株主の議決権		82,249	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Delta-Fly Pharma株式会社	徳島県徳島市川内町宮島錦 野37番地の5	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,417,062	349,122
その他	15,869	36,355
流動資産合計	1,432,931	385,477
固定資産		
有形固定資産	38,242	37,452
投資その他の資産	2,980	2,889
固定資産合計	41,223	40,342
資産合計	1,474,155	425,820
負債の部		
流動負債		
未払金	207,070	83,492
未払法人税等	31,131	25,017
その他	3,296	1,801
流動負債合計	241,498	110,311
負債合計	241,498	110,311
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,731,185	4,731,185
資本剰余金	4,711,185	4,711,185
利益剰余金	8,210,125	9,127,273
自己株式	337	337
株主資本合計	1,231,906	314,758
新株予約権	750	750
純資産合計	1,232,656	315,508
負債純資産合計	1,474,155	425,820

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
事業収益		-		-
事業費用				
研究開発費	1	456,193	1	782,899
その他の販売費及び一般管理費	2	137,257	2	133,407
事業費用合計		593,450		916,306
営業損失()		593,450		916,306
営業外収益				
受取利息		6		76
為替差益		-		322
その他		1		11
営業外収益合計		8		409
営業外費用				
為替差損		4,808		-
株式交付費		786		-
営業外費用合計		5,594		-
経常損失()		599,036		915,896
税引前中間純損失()		599,036		915,896
法人税、住民税及び事業税		1,251		1,251
法人税等合計		1,251		1,251
中間純損失()		600,287		917,147

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	599,036	915,896
減価償却費	689	789
受取利息	6	76
為替差損益(は益)	538	1,112
株式交付費	786	-
未払金の増減額(は減少)	25,837	123,578
その他	6,312	26,742
小計	616,554	1,064,391
利息の受取額	6	76
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,501	2,511
営業活動によるキャッシュ・フロー	619,048	1,066,826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	421	-
敷金及び保証金の回収による収入	1,339	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	918	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	211,138	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	211,138	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	538	1,112
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	407,529	1,067,939
現金及び現金同等物の期首残高	844,341	1,417,062
現金及び現金同等物の中間期末残高	436,811	349,122

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
外注費	377,925千円	591,515千円
給料及び手当	30,975千円	27,795千円
材料費	- 千円	130,002千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	40,249千円	36,899千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	436,811千円	349,122千円
現金及び現金同等物	436,811千円	349,122千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権の権利行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ106,268千円増加し、当中間会計期間末において、資本金が3,901,415千円、資本剰余金が3,881,415千円になっております。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失	91円92銭	111円44銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(千円)	600,287	917,147
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失(千円)	600,287	917,147
普通株式の期中平均株式数(株)	6,530,741	8,229,702
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権 新株予約権の数 1,750個 普通株式 175,000株	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第8回及び第9回新株予約権の発行)

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、下記のとおり、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第8回及び第9回新株予約権の発行を決議しており、2024年10月7日付で当該新株予約権の払込が完了しております。

< 第8回及び第9回新株予約権発行の概要 >

割当日	2024年10月7日
新株予約権の総数	20,000個 第8回新株予約権 15,000個 第9回新株予約権 5,000個
発行価額	総額 2,450,000 円 (第8回新株予約権1個当たり 86 円、第9回新株予約権1個当たり 232 円)
当該発行による潜在株式数	2,000,000株 (新株予約権1個につき100株) 第8回新株予約権 1,500,000株 第9回新株予約権 500,000株 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額は284円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、2,000,000株です。
資金調達額	1,217,950,000 円 (差引手取概算額: 1,202,550,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 2,450,000 円 新株予約権行使による調達額: 1,215,500,000 円

行使価額及び 行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、第8回は527円、第9回は850円とします。</p> <p>第8回新株予約権の行使価額は、第8回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下、修正条項適用後の第9回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日とあわせて、個別に又は総称して「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、第8回新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2024年9月20日の取引所終値（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）に修正されます。</p> <p>第9回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。本新株予約権の発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日（但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。）の取引所終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、第9回新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が284円を下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
行使期間	2024年10月8日から2026年10月7日まで
募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「新株予約権割当先」といいます。）に対する第三者割当
その他	当社は、新株予約権割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約においては、新株予約権割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、新株予約権割当先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

（注）本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（15,400,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

< 資金使途 >

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費	500	2024年10月～2026年3月期
DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	200	2024年10月～2026年3月期
DFP-14927の臨床第1相拡大試験の研究開発費	200	2024年10月～2026年3月期
開発体制・管理体制の強化(報酬・人件費等)及び特許関連費用等 (関連経費)	302	2024年11月～2026年3月期
合計	1,202	-

(注)調達資金は から の順に優先的に充当する予定です。

(新株予約権の行使)

当社が2024年10月7日に発行した第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の一部について、2024年10月9日から11月13日までの期間において、以下の行使が行われております。

第8回新株予約権

行使された新株予約権の個数	9,051個
発行した株式の種類及び株式数	普通株式 905,100株
資本金増加額	223,943千円
資本準備金増加額	223,943千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

Delta-Fly Pharma株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鳥 居 陽

指定社員
業務執行社員

公認会計士 西 川 賢 治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているDelta-Fly Pharma株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Delta-Fly Pharma株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象（第8回及び第9回新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は2024年9月20日開催の取締役会において、第8回及び第9回新株予約権の発行を決議し、2024年10月7日付で当該新株予約権の払込が完了している。
- 重要な後発事象（新株予約権の行使）に記載されているとおり、2024年10月9日から第8回新株予約権の一部について行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。